

県内224か所の建設現場を対象に一斉監督指導を実施

- 47%の現場で労働安全衛生法違反が認められ、是正を勧告 -

岐阜労働局（局長 矢部 憲一）では、平成21年12月の1か月間に、県内224か所の建設工事現場に対し一斉監督指導を実施した。

その結果、224現場のうち、105現場（46.9%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

記

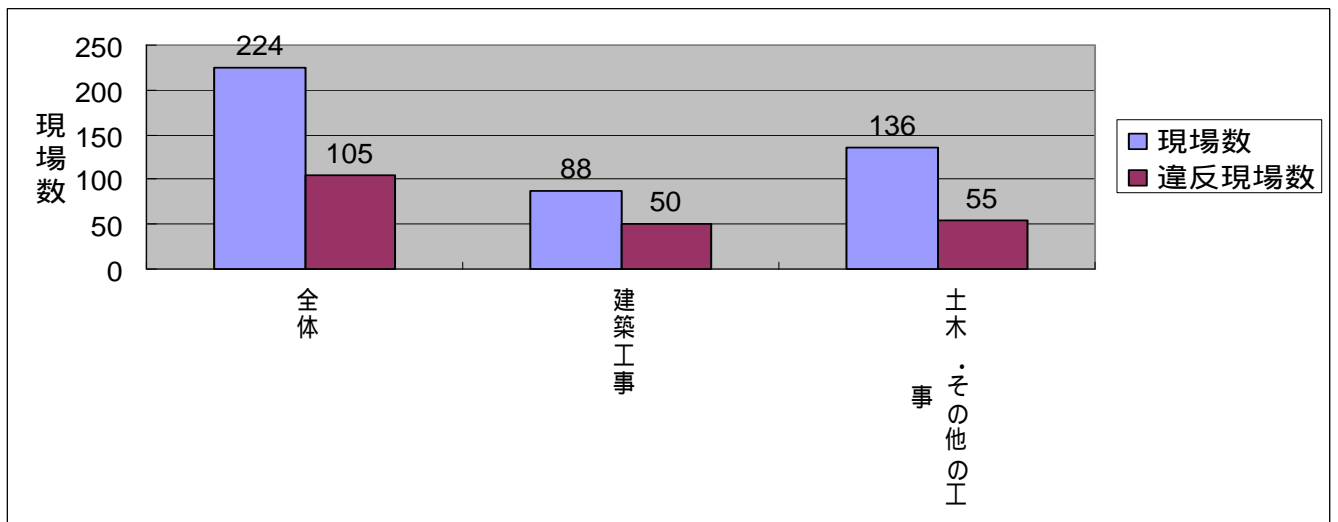
1 監督結果の概要

(1) 違反率は46.9%（224現場中、違反105現場）

臨検監督を実施した建設工事現場は224現場であるが、このうち、105現場（46.9%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の違反が認められた。平成20年の結果（112現場中、違反62現場、違反率55.4%）と比較すると、違反現場数の比率は若干低くなった。

臨検監督を実施した工事現場を種類別にみると、建築工事が88現場、土木・その他の工事が136現場であったが、違反が認められたのは、建築工事が50現場（56.8%）、土木・その他の工事が55現場（40.4%）となっており、建築工事現場の違反率が高くなっている。

(グラフ1) 監督指導件数



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	88	50	56.8%
土木・その他工事	136	55	40.4%
合計	224	105	46.9%

(2) 31現場で足場、29現場で墜落等防止のための安全措置義務違反

主要な違反項目別でみると、

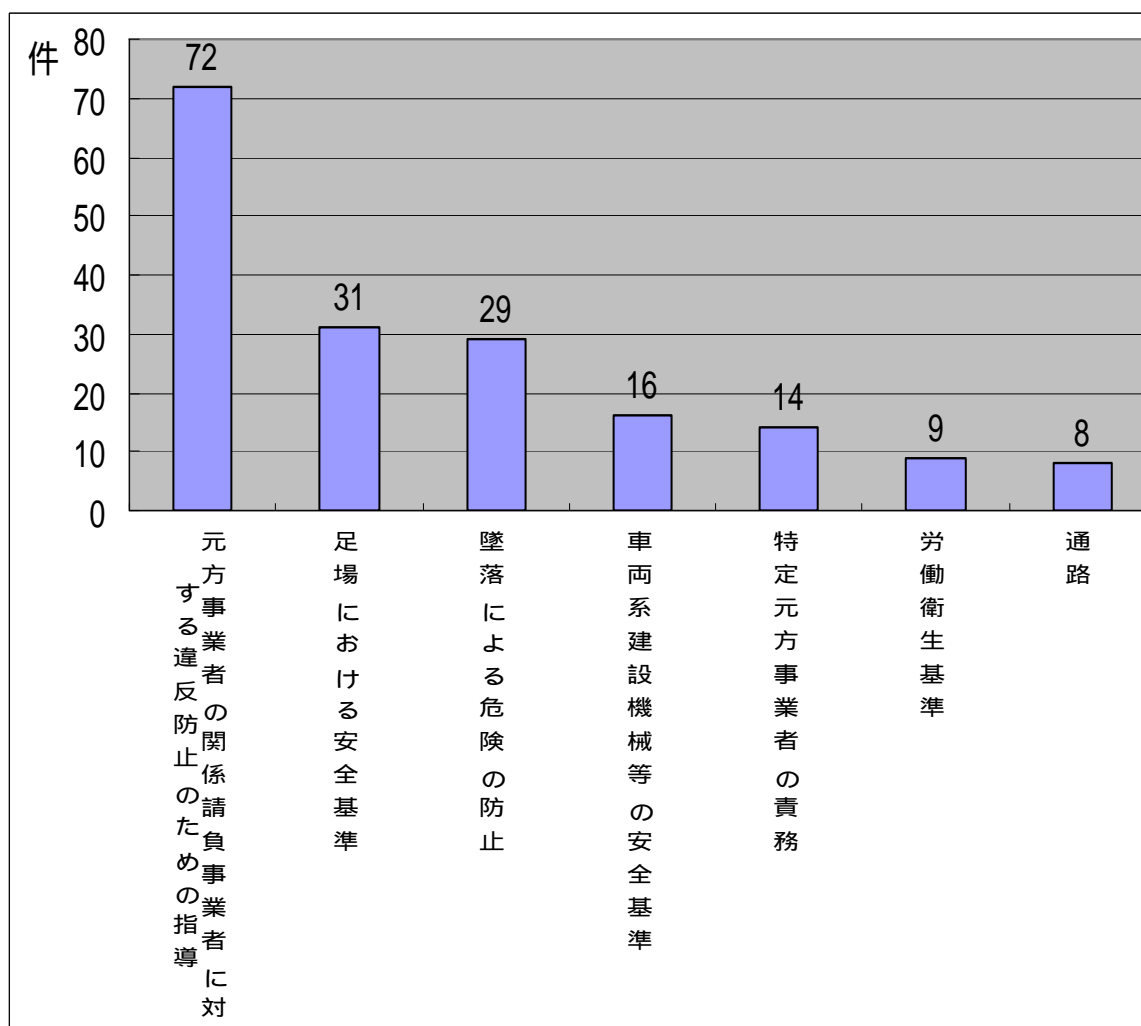
ア 元請事業者が行うべき災害防止協議会の設置・運営や関係請負事業者に対する管理・指導義務違反が72現場(違反率32.1%)

イ 足場についての安全措置義務違反が31現場(同13.8%)

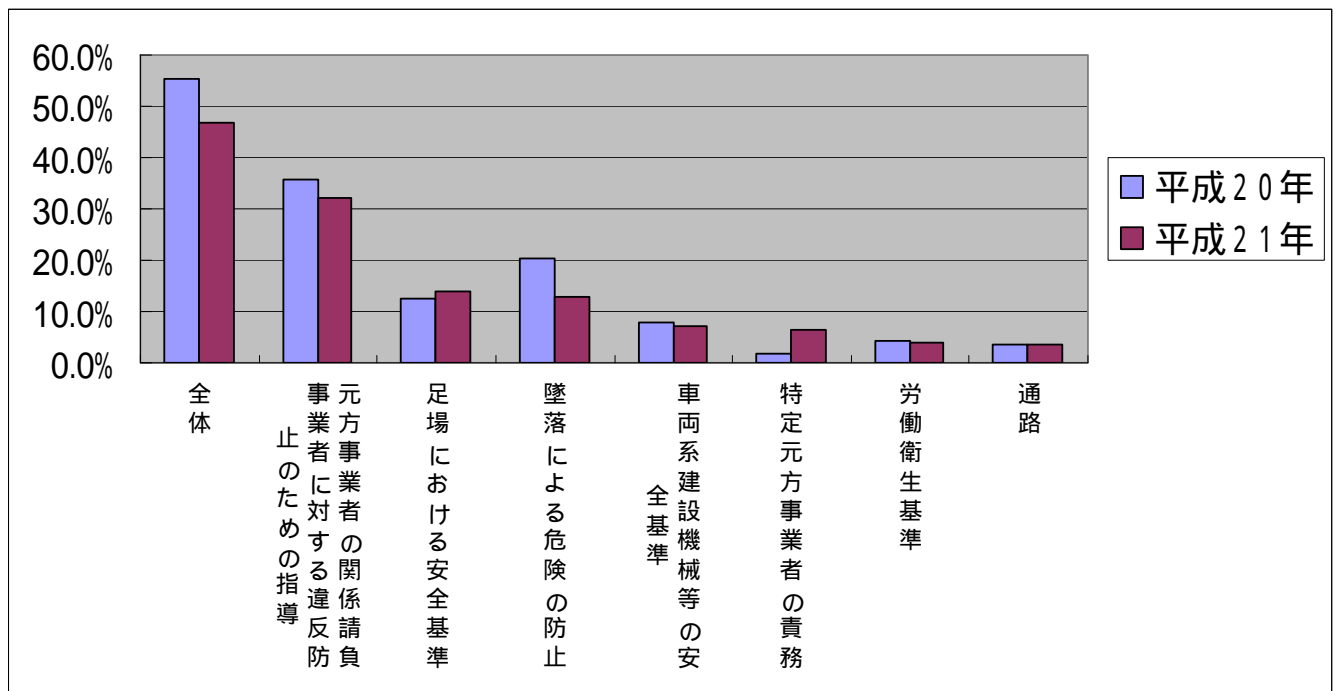
ウ 「高所作業場所(高さ2メートル以上)への手すり未設置」等の墜落等防止のための安全措置義務違反が29現場(同12.9%)の順となっている。

ア及びウの違反率については、平成20年の結果を下回っているものの、イの違反率については、平成20年の結果を上回った。死亡労働災害につながるおそれのある足場、墜落等防止のための安全措置義務違反が多数の現場で認められた。

(グラフ2) 主な違反件数



(グラフ 3) 平成 2 0 年 1 2 月に行った一斉監督との違反率の比較



(3) 8 現場で作業停止等命令処分

墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について、急迫した危険がある場合には、労働災害を防止する観点から作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督においては、8現場(3.6%)に対し、作業停止命令又は立入禁止命令等を行った。

作業停止等命令処分の具体的事例

- ・ マンション建築現場において、外部足場に墜落防止用の手すり等が設置されていなかったもの
- ・ 道路拡幅工事において、作業箇所に墜落防止用の手すり等が設置されていなかったもの
- ・ 鉄骨造建築現場において、既設の屋根のトタンを外す作業を行うに当たり、屋根の端に墜落防止措置が設けられていなかったもの
- ・ 携帯丸のこ盤の歯の接触予防装置が固定され全く動かず、接触予防装置として機能していなかったもの

2 今後の方針

- (1) 平成 2 1 年における建設業の労働災害による死亡者数(本日現在)は 4 人であり、昨年の同時期の 6 人に比べ減少しているものの、全産業の死亡労働災害(2 2 人)の約 2 割を占めている。
- (2) 今回実施した一斉監督において、元請事業者が下請事業者に対し違反防止のための指導

を行っていないことに関する違反や、死亡労働災害につながるおそれのある足場、墜落等防止措置等に係る違反が依然として認められたことから、県内7つの労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては、司法処分を含め厳正に対処する。

- (3) 平成21年6月に改正された労働安全衛生規則(足場等関係)に係る措置状況については、多くの現場でその徹底が確認されたものの一部で問題が認められたことから、引き続きその徹底を図ることとしている。